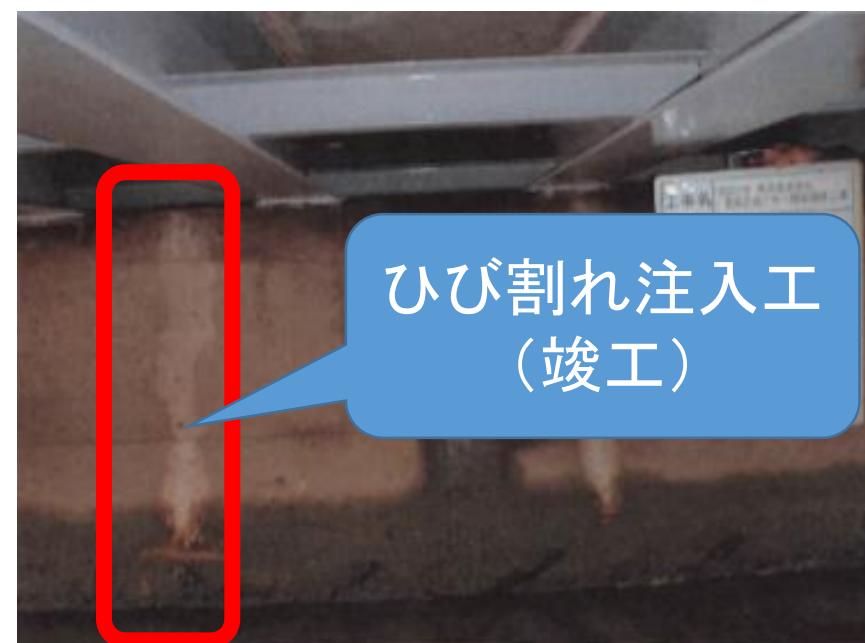
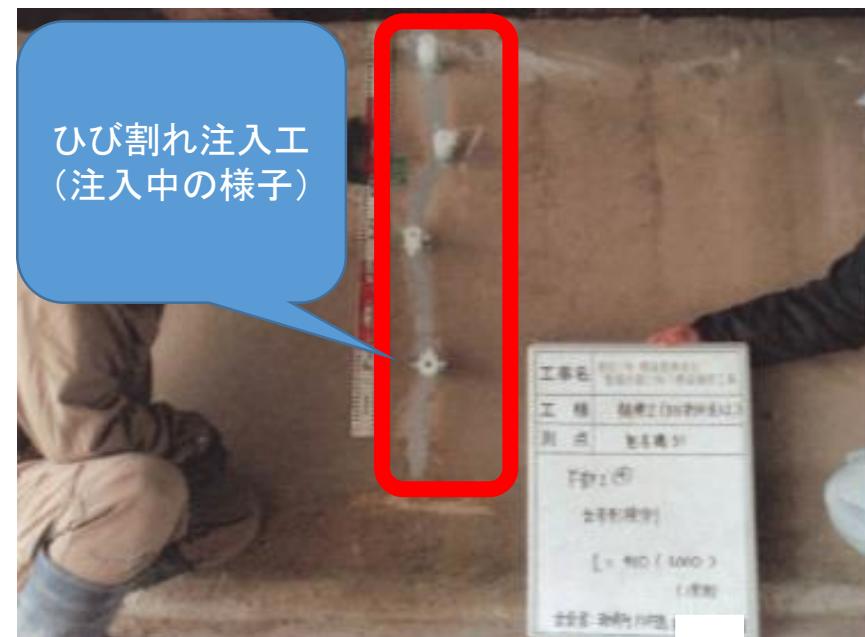


橋梁長寿命化修繕計画に伴う修繕工事を実施しました。

現在、斑鳩町管理の橋梁の定期点検を国の基準に従い5年サイクルで行っています。

平成31年1月に更新した『斑鳩町橋梁長寿命化修繕計画』の中で、橋梁の点検結果の項目において、68橋中65橋が健全であったとの結果が示されていますが、点検により、補修が必要であった3橋梁について、補修を行う修繕工事が令和2年3月に完了しました。

◆今回の修繕工事では、「ひび割れに対するひび割れ注入工」「断面の損傷に対する断面修復工」「橋を支える鉄骨の塗装工」「橋梁上部の欄干・ガードレールなどの塗装工」を実施しました。



点検結果の判定区分と橋梁の状態

| 区分 | | 状態 |
|-----|--------|--|
| I | 健全 | 構造物の機能に支障が生じていない状態 |
| II | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。 |
| III | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり早期に措置を講ずるべき状態。 |
| IV | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 |

引用：国土交通省 『道路橋定期点検要領』平成31年2月版
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo4_1.pdf

※今回修繕した3橋については、Ⅲ判定であり、修繕工事より、次回定期点検時にⅠ又はⅡ判定となる見込みです。
 また、これにより、斑鳩町において管理している68橋については、Ⅰ又はⅡ判定の橋梁のみとなりました。
 なお、今後の定期点検においてⅢ判定の橋梁が出てきた場合には修繕により長寿命化を図るとともに、状況に応じてⅡ判定の橋梁においても修繕計画の立案等を行っていくものです。

■ 問い合わせ先

斑鳩町 都市建設部 建設農林課

斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号 TEL 0745-74-1001 FAX 0745-74-1011